

公衆浴場法施行条例の一部改正について

1 概 要

公衆浴場の風紀については、公衆浴場法において、都道府県（保健所を設置する市又は特別区）が当該措置の基準について条例で定めることとされており、県条例で規定する男女の混浴制限年齢を引き下げる改正を行います。（令和5年10月1日施行）

2 条例改正の内容

厚生労働省では、「子どもの発育発達と公衆浴場における混浴年齢に関する研究（令和元年度厚生労働科学特別研究事業）」の研究成果やパブリックコメントの結果等を踏まえ、令和2年12月10日付けで、「公衆浴場における衛生等管理要領」の一部を改正し、混浴制限の年齢の目安を「10歳以上」から「7歳以上」に見直しました。

これに伴い、県条例で規定する男女の混浴制限年齢を「10歳以上」から「7歳以上」へ引き下げる改正を行います。

（1）男女の混浴に係わる対象年齢の引き下げ（第4条第9号の改正）

改正前：10歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、個室に設けられた浴室においては、この限りでない。

改正後：7歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、個室に設けられた浴室においては、この限りでない。

（2）新旧対照表

静岡県公衆浴場法施行条例(改正箇所は下線部のとおり)

改正前	改正後
(一般公衆浴場の衛生措置等の基準) 第4条 一般公衆浴場についての衛生及び風紀に必要な措置（以下「衛生措置等」という。）の基準は、次のとおりとする。 (1)～(8) (略) (9) <u>10歳</u> 以上の男女を混浴させないこと。 ただし、個室に設けられた浴室においては、この限りでない。 (10)～(15) (略)	(一般公衆浴場の衛生措置等の基準) 第4条 一般公衆浴場についての衛生及び風紀に必要な措置（以下「衛生措置等」という。）の基準は、次のとおりとする。 (1)～(8) (略) (9) <u>7歳</u> 以上の男女を混浴させないこと。 ただし、個室に設けられた浴室においては、この限りでない。 (10)～(15) (略)
(その他の公衆浴場の衛生措置等の基準) 第6条 その他の公衆浴場についての衛生措置等の基準は、第4条各号（第1号を除く。）に定めるもののほか、次のとおりとする。 (1)～(2) (略)	(その他の公衆浴場の衛生措置等の基準) 第6条 その他の公衆浴場についての衛生措置等の基準は、第4条各号（第1号を除く。）に定めるもののほか、次のとおりとする。 (1)～(2) (略)

※その他の公衆浴場についても上記と同じ基準とします。